

事業報告書

…令和5年4月1日～令和6年3月31日

公益財団法人一商奨学会

1. 奨学金給付事業

(1) 定款第4条第1項第1号の事業(育英奨学金)

本年度はコロナ禍も収まり、平常年度として年初に設定した事業計画(採用枠27名、一人当たり奨学金8万円)に沿って定款第4条第1項第1号の事業(育英奨学金)を実施した。しかし、当初の応募者は14名(1年3名、2年4名、3年7名)で採用枠27名を大きく下回った。そのため残余枠13名の二次募集を行った。二次募集への応募者は18名(1年9名、2年7名、3年2名)となり、選考委員会による厳正な審査により13名を選考した。その結果、当初計画どおり、27名に1人当たり80,000円、計2,160,000円を支出した。

なお、当初の応募者が少なくなった理由は、低学年層に成績優秀者でないと選考されないとの噂が流布され、どうせ応募しても選ばれないのなら最初から辞退するという行動となったと考えられる。

(2) 定款第4条第1項第2号の事業(短期留学奨学金)

世界的にコロナ感染症の悪影響はほぼなくなり、高校生の海外留学(派遣)に支障となるものは突発的異変が起きない限り無くなっている。そのため、本年度事業計画書に記載した通り2年生2名、1年生2名計4名の留学奨学生を募集・選抜し、留学奨学金給付事業を実施した。そのため経費予算を2,000,000円と見積もったが、円安の影響により248,400円増の2,248,400円を支出した。

参加した4名全員共に有意義な経験を積めたと、当会へ厚い感謝の意を表している。

(3) 定款第4条第1項第3号の事業

本事業(課外活動奨学生に対する奨励奨学金)は、対象奨学生が課外活動において公的な団体等で全国大会等に東京都代表として選抜され、さらにその活動に当たっての費用負担に後援が必要として東京都立第一商業高等学校長が判断し、本会にその費用負担としての奨学金の給付を願い出た場合に実施されるものであるため予算は計上していない。

よって、学校長による給付願いが生じた場合には、原則としてその給付は奨学生選考委員会の決議を経て理事長が決定する。ただし、その奨学金額が多額の場合には、理事会の決議により予算補正の措置を執ることとしている。

なお、本年度の奨励奨学金の支給はなかった。

2. 財政

本年度給付した奨学金総額は4,408千円(育英奨学金2,160千円、留学奨学金2,248千円)であり、また、これに加え給付事業を実施するための関連費用402千円となり、経常費用合計は4,810千円となった。

この支給のための財源は、奨学金給付のために積み立ててある資金160,073千円の運用益2,824千円及び受入寄附金2,920千円で、指定正味財産から一般正味財産に4,737千円の振替を行って経常費用を賄った。

3. 募金活動

当期は、164 名の方からご賛同いただき、総額 2,920 千円のご寄附をいただいた。

募金によって得られた資金は、当該事業年度の財政収支のマイナス差額に充当し、充当後に残余の資金が生じた場合には、将来の奨学金給付の財源として積立てることにした。

[附属明細書]

令和 5 年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上